

教育委員会提出議案

豊島区図書館経営協議会委員の任命について、議案を提出する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

豊島区教育委員会教育長 清 野 正

豊島区図書館経営協議会委員の任命について

豊島区附属機関設置に関する条例(平成26年7月7日条例第16号)における豊島区図書館経営協議会について、豊島区図書館経営協議会規則第4条に基づき委員の任命をする。

(説明)

令和 7 年 4 月 1 日より豊島区図書館経営協議会が教育委員会の附属機関となったことに伴い、豊島区図書館経営協議会委員の任命を行う(別紙参考資料のとおり)。

豊島区図書館経営協議会委員の任命について

1 豊島区図書館経営協議会の概要

(1) 根拠法令

豊島区附属機関設置に関する条例

豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

豊島区図書館経営協議会規則

(2) 協議会の所掌事項

図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的な区立図書館の運営に資するため、図書館の経営評価その他の図書館政策について意見を述べ、又は提言を行う。

【参考】令和 6 年度の開催実績

	開催日	主な議題
第 1 回	令和 6 年 7 月 2 6 日	1 会長および副会長選任 2 協議会の概要説明 3 第 8 期の協議事項について 4 令和 5 年度事業報告 5 令和 6 年度事業計画について
第 2 回	令和 6 年 1 1 月 1 2 日	1 「にぎやかな公共図書館」の実現に向けて～施設整備を契機とする空間づくり、サービスのあり方を中心として〈居場所としての図書館について〉 2 効果的な広報活動・情報発信について
第 3 回	令和 7 年 2 月 7 日	1 「にぎやかな公共図書館」の実現に向けて～施設整備を契機とする空間づくり、サービスのあり方を中心として〈地域コミュニティの拠点としての図書館について〉

(3) 任期

2 年間（現行令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（第 8 期））

期間中 6 回開催予定（令和 6 年度 3 回実施済）

(4) 設置時期等（区長部局）

平成 20 年 12 月 1 日設置（区長部局）

通算 44 回開催

令和 7 年 4 月 1 日より教育委員会へ移管

(4) 23 区の図書館協議会（類似会議体含む）の状況
設置 7 区

2 委員構成

委嘱(任命)区分	規則上限	現委員所属	現委員氏名
学識経験者	2 名	大正大学教授(附属図書館長)	<会長>稲井 達也
		山梨英和大学助教	河本 毬馨
豊島区立小中学校長	2 名	千川中学校長	牧野 崇
		清和小学校長	酒井 由江
大学図書館関係者	2 名	東京音楽大学附属図書館	野中 由香子
		立教大学図書館事務部長	春日 美乃
図書館ボランティア関係者	1 名	ひかり文庫点訳研究会代表	尾花 宏子
公募区民	2 名	区民	数藤 沙綾
		区民	渡辺 ひかる
区職員	2 名		
教育委員会 が必要と認めた者	4 名 以内	豊島区盲人福祉協会事務局	武井 悦子
		町田市生涯学習審議会会長	<副会長>吉田 和夫
計	15 名以内		

豊島区附属機関設置に関する条例附則 2（経過措置）に基づき、現に委嘱されている委員は、任期満了となる令和 8 年 3 月末までの間は、教育委員会規則施行後も委員は継続する。（辞職等の場合を除く。）

3 区職員の任命

所管の教育部長のほか、区長部局との連携、生涯学習施策の一体性を確保するため文化スポーツ部長を任命する。

区分	所属
区職員	豊島区教育委員会教育部長
	豊島区文化スポーツ部長

4 任期

令和 7 年 5 月 13 日から令和 9 年 5 月 12 日まで（2 年間）

○豊島区図書館経営協議会規則

令和7年4月1日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号）第6条の規定に基づき、豊島区図書館経営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な図書館行政の推進に資するため、豊島区立図書館（以下「図書館」という。）の経営評価その他の図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(教育委員会の責務)

第3条 豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条の意見又は提言を尊重し、図書館経営及び運営に反映させるよう努めなければならない。

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 豊島区立小中学校長 2名
- (3) 区内大学図書館関係者 2名
- (4) 公募区民 2名
- (5) 図書館ボランティア関係者 1名
- (6) 区職員 2名
- (7) 前各号に掲げる者のほか、委員会が必要と認めた者 4名

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び議決)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の解嘱)

第8条 委員会は、委員に特別の理由があると認めたときは、協議会の同意を得た上で、任期中であってもその委嘱を解くことができる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、委員会に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いた上で、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。